愛労連

愛知県労働組合総連合
名古屋市熱田区沢下町９－７
労働会館東館３Ｆ
ＴＥＬ052－871－5433
ＦＡＸ052－871－5618
ＵＲＬhttp://www.airoren.gr.jp
発行人　榑松佐一
第154号　2006年５月10日

許すな憲法改悪！守ろういのちとくらし

みんな集まれ **5.27国民大行動**

■日時　2006年5月27日(土)
■会場　東京・代々木公園B地区
■規模　愛知からは500人以上で参加しよう

公務員削減・公共サービス切り捨て
小泉流「小さな政府論」は
人権・生存権〝ぶっ壊す〟

国会に「行革推進法案」「市場化テスト法案」が上程されています。これらは公務員の削減や公共業務を民間に売り渡すもので、小泉内閣の「小さな政府」をねらう法案です。小泉内閣は、米軍基地再編に総枠3兆円・グアム移転には7100億円もの税金を投入する一方、国民に対しては医療をはじめ年金改悪・障害者自立支援、サラリーマン増税などで、多大な負担を強いてきました。小泉流「小さな政府論」は、憲法が保障する人権・生存権保障のしくみの解体であり、公共サービスを民間の儲け口にするとともに、国民は「生きていくのも自己責任で」と、国の責任を投げ捨てるものです。

行政を大企業の儲けの場に

小泉流「小さな政府」の第一の問題点は、行政を「営利企業の新たな儲け口にする」ということです。

日経ＢＰ社は「官業の民間開放で50兆円のビジネスが生まれる」と報じています（パブリックビジネスリポートNo.1」05年3月）。

すでに指定管理者制度や構造改革特区などで民間開放がすすみ、さらに「市場化テスト・官民の競争入札」で、公共業務を民間に売り渡すというものです。

なぜ、公共業務が営利企業の儲け口になるのか…。それは営利企業が国や自治体から委託費（税金）を受け取っておきながら、そこに働く労働者は最賃すれすれの低賃金。行政サービスは「契約」とし、国民・住民に新たな負担を強いるからです。

「小さな政府論」の本質は、労働者・国民からの二重三重の収奪にほかなりません。

公的サービスは「買うもの」に

第二の問題点は「小さな政府」のもとで、サービスは基本的にサービス提供者と利用者の契約によって成り立つとして国民・住民が「金を出して買うもの」に変質させられることです。

公共サービスは本来、無償ですべての国民が等しく受けられるものです。医療も介護も、混合診療や保険外サービスが導入・拡大され、いまの自己負担額をはるかに超える負担が強いられることになります。

つまり、お金のない人は、サービスを受けられない事態になり、医療にかかれない人、介護を受けられない人が、あふれるという状況になります。

国民のくらしは「自己責任」で

第三の問題点は、小泉内閣が、医療や介護サービスを受けられない人がいることは放置し、公的サービスを一定の貧困層に矮小化、権利としての社会保障・公的サービスを放棄するということです。

「行政への過度の依存」と称して、公的サービス切り捨てを合理化しています

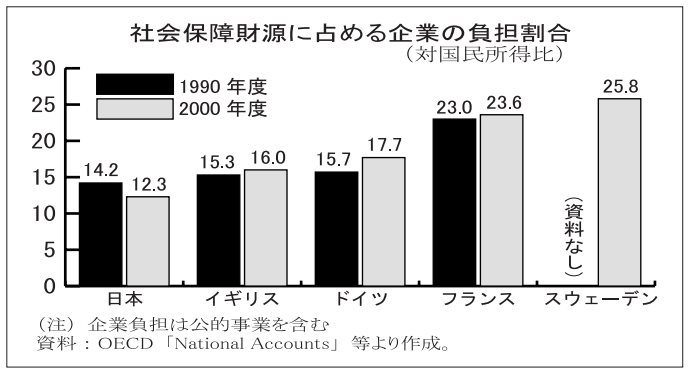

（注）企業負担は公的事業を含む
資料：OECD「National Accounts」等より作成。

が、実は「行政にたよるな。自分のくらしは自己責任で」ということです。

小泉内閣の「小さな政府論」は、国民に新たな負担を強いることにとどまらず、行政の「民間開放」によって憲法が保障する基本的人権や生存権を解体することにほかなりません。

大企業の利益擁護、日米同盟強化に血道をあげ、その一方で非正規労働者・失業者があふれ、自殺者が毎年3万人を超える社会をつくりだした小泉内閣。まともに「幸福を追求する」ことができない「小さな政府」をこれ以上放置するわけにはいきません。

憲法9条・25条を生かした国を

「小さな政府論」と対峙する運動は、全国で広がりつつあります。

日米軍事基地再編に反対する岩国市民のたたかい、沖縄県民のたたかいをはじめ、「9条の会」の結成は、全国で4700を超えています。憲法改悪ではなく、「9条と25条を生かした国づくり」こそ求められています。

医療・社会保障の改悪、行革推進・市場化テスト法案など、矢継ぎ早の攻撃を労働者・国民の広範な共同ではね返しましょう。

年金制度崩壊に拍車
社会保険庁の市場化テスト

愛知国公　議長
磯貝 勝 さん

「小さな政府」を叫ぶ小泉政権は、公務員の総人件費削減や公務の民間開放など、公務破壊のシンボルとして社会保険庁改革を突破口にしています。

組織の解体は、年金と医療運営を分離し、地域間に新たな格差をもたらすもので医療制度のさらなる改悪に連動するものです。

国会で「行革」法案が審議されていますが、「小さな政府」を許さない運動をともに広げましょう。

こうむ

労働審判制制度が4月1日スタートしました。

開始1ヵ月で93件の申し立てがあったと中日新聞が報じました▼毎日新聞は『もう泣き寝入りはしないで』と社説を書き、「訴訟の長期化による労使双方の負担を軽減し、スピーディな紛争解決を図る労働審判が日本で始まることは大きな前進である」と述べています▼読売新聞は、『活用したい労働紛争の受け皿』と社説を書き、朝日新聞は、「今後働く人々にとって『安い、早い』紛争処理の場と知られるようになれば、需要は増える」「定着するかどうかは、双方を納得させる解決をどれだけ積み重ねることができるか」と社説で書いています▼愛労連は、労働審判制度の仕組みと活用について、3回の連載記事を掲載して、組合員に周知徹底することを呼びかけました。裁判所も『ご存じですか？労働審判制度』（A4版両面刷）のチラシを発行していますが、「裁判員制度」の普及キャンペーンと比べると力の入れ具合が足らないようです▼名古屋地裁での4月の労働審判申し立ては7件あり、その第1号は愛労連への労働相談から申し立てに至ったものです。連休明けの8日、第1回目の審判が行われ、解雇撤回、未払い賃金の支払いで、労働者側全面勝利のスピード解決がはかられました。（し）

憲法改悪・格差社会に反撃を

第77回愛知県中央メーデーに5000人、県下6地域メーデーに2000人が元気に集う

デコレーションも多彩に

今年は多くの力作が集まりました。各部門の最優秀賞には郵産労名古屋南部支部（デコレーション部門）、名水労東北支部（仮装着ぐるみ部門）、名古屋市職労健康福祉局支部（横断幕・プラカード部門）が輝きました。

若者に元気と感動ひろげて

名古屋市職労病院支部

■松永真美子さん…東京から引っ越して3ヵ月ですが、東京では見たことなかったです。多くの団体が一堂に会して活発にやっていることにびっくりしました。

■井上知子さん…多くの人が活動していることに驚きました。

名水労名南支部

■石黒義丈さん…人の多さにびっくりです。みなさん関心があるのですね。

■鈴木慶一さん…入口で過労死裁判の署名をしてきたのですが、いろんな境遇があるんだなぁと改めて感じました。

東海共同印刷労組

■前　美鈴さん…とにかくびっくりです。みなさんやる気満々ですね。日常じゃ見られない、テレビの中のことのようです。

■田中明子さん…活気があってびっくりです。人の多さでがんばろうという気持ちになりますね。

4/12
国民生活を破壊する「小さな政府」許すなと全労連キャラバンが愛知入り。県や名古屋市への要請と宣伝を実施

4/16
均等待遇と最賃引き上げを求めてパート臨時労組連絡会と最賃闘争委員会が合同で宣伝行動

4/23
革新県政の会が神田県政によるムダ使い公共事業をチェックするため、県政ウォッチングを実施

Topics

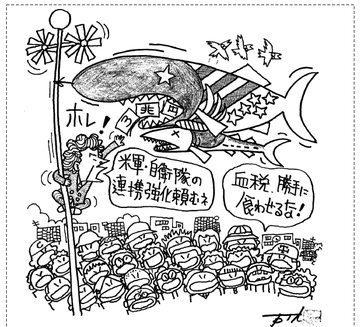

どう猛アメリカザメと日本小判ザメ　高木 徹

職場・地域で話しあってみよう！

教育基本法「改正」の狙いは戦争国家支える国民づくり

与党の「教育基本法改正に関する協議会」は4月13日「最終報告」を発表しました。小泉内閣は、これに基づく法「改正案」を4月28日に提出し、連休明けから衆院審議を始めようとしています。教育基本法とは何か、今なぜ「改正」なのか、職場で話し合ってみませんか。

憲法の理想を実現するために

戦前の侵略戦争の反省の上に立って、民主的で平和的な国家をつくるために日本国憲法がつくられました。教育基本法は、この憲法の理想を実現するために「真理と平和を希求する人間の育成」など教育本来の目的を達成するために制定されたもので、いわば平和憲法と一体のものです。

自民・公明与党と民主党などの改憲勢力は、憲法を変えて自衛軍の保持を明記し、日本をアメリカと一体で戦争する国にしようとしています。そのためには平和的国家と社会をつくるための国民育成を目的とした、現行教育基本法の「改正」が不可欠と考えています。

改悪のポイントは愛国心と行政介入

与党の教育基本法改悪のポイントは「愛国心」を押しつけることです。与党は「国と郷土を愛する」と表現を変えていますが本質は全く同じです。教育で「愛国心」が強調されるときは必ず、若者を軍隊にかり出そうとする意図があります。

また、現行基本法が国家権力による教育内容への介入を厳しく禁じているのに対し、行政の権限を拡大し介入を容易にする危険も指摘されるなど多くの問題点を含んでいます。

改悪の狙いを知らせ運動をひろげよう

教育基本法の改悪は、国民投票法とあわせて、憲法改悪の突破口です。

国会の議席では改憲派が多数を占めますが、国民は9条改正反対が多数派です。もう一回り、二回り運動を広げて改悪を阻止しましょう。（克）

「憲法九条にノーベル平和賞を！」教育基本法の改悪はゆるさない「自衛隊はイラクから撤退せよ」「大企業は社会的責任を果たせ」「郵便局の統廃合反対」「公共サービス斬り捨てを許すな」「看護師増やして安心、安全の医療を」…。5月1日、名古屋市中区の白川公園には色とりどり、さまざまな要求を表現した、デコレーションや横断幕、仮装などでいっぱいです。

第77回愛知県中央メーデーは、華やかなファンファーレによって開幕。実行委員長で愛労連の羽根克明議長は主催者あいさつで、「小泉政権の押しすすめてきた構造改革は、まれにみる大企業中心、アメリカ言いなりの国民生活切り捨て改革で、その影では低賃金・無権利労働者が増加し、格差社会の蔓延は深刻な事態となっている。しかし一方で、全国で470を超える九条の会が結成されていること、在日米軍基地再編強化に反対する運動が自治体ぐるみで広がっていること、『小さな政府』『官から民へ』を合い言葉にした行政改革にも国民の公共サービスを守れるのかと疑問が広がっていることなど、国民のくらしと平和を守る反撃も力強く始まっている。こうしたたたかいを確信にさらに運動を強めよう」と訴えました。

このあと、愛知憲法会議の本秀紀事務局長や大増税反対ネットワーク愛知の太田義郎代表、愛知社保協から愛知民医連の矢崎正一会長、日本共産党の岩中正巳県委員長らが来賓として憲法や大増税、医療などの問題であいさつしました。

メーデー宣言を採択し、集会終了後には、5000人の参加者が3コースに別れて、栄などの繁華街を元気にデモ行進し、アピールしました。

尾張中部地区メーデー

安城地区メーデー

東三河地区メーデー

メーデー一宮地方集会

尾北地域メーデー

尾張東メーデー

6カ所で地域メーデー

県下では6カ所で地域集会が開催され、約2000人が参加しました。西三河における伝統的なメーデーとして定着した安城メーデーには250人が参加。改憲反対や格差社会を告発するプラカードが目立ちました。

平和行進

「なくそう核兵器」「守ろう平和憲法」の声を県下のすみずみに

核兵器も戦争もない世界の実現、被爆者の援護・連帯などを掲げ、被爆地の広島・長崎をめざす2006年原水爆禁止国民平和行進は5月6日に東京・夢の島を出発。今月31日には愛知入りします。

2006年あいち平和行進コース一覧

5月6日現在

5月31日(水)		湖西西部公民館前広場 11:00集合	桜丘高校（歓迎集会） 17:10～17:40
6月1日(木)	①豊橋市役所 8:15～8:45	御津町役場 12:50～13:50	蒲郡市役所 17:20～18:05
	②豊川稲荷公園 8:45～9:25		
6月2日(金)	①十王公園（岡崎市役所北） 9:00～9:20	安城・白山神社 12:20～13:50	COOP安城よこやま 15:20～15:30
		②豊田市役所 18:00～18:20	豊田市役所 19:00～19:20
6月3日(土)	知立市役所 9:30～9:50	野田公園 12:30～13:50	刈谷市役所 16:30～17:00
6月4日(日)	中村公園 9:00～9:30	西柳公園 11:30～12:20	ピースアクション2006 13:30～15:30
	その他市内11コースで集中行進		若宮広場 折り鶴行進 15:40～
6月5日(月)	半田市役所 8:30～9:00	東浦町役場 12:30～13:45	大府市役所 15:30～16:00
6月6日(火)	瀬戸・宮川モール 9:00～9:15	尾張旭市民会館 12:00～13:00	守山生涯学習センター 16:30～17:00
6月7日(水)	名古屋市役所 8:10～8:35	北名古屋市文化勤労会館 12:20～13:05	岩倉市役所 15:30～16:00
6月8日(木)	一宮市役所 9:00～9:30	一宮市尾西庁舎 11:50～13:00	JR木曽川駅 16:40(流れ解散)
6月9日(金)	津島市役所 9:00～9:30	稲沢市平和支所 12:00～13:00	JR稲沢駅ロータリー 17:00～17:30
6月10日(土)	①小牧東郡市民センター 9:00～9:30	美濃町公民館 12:00～12:50	
	②小牧市役所 9:00～9:30		
	③春日井東郡市民センター 9:00～9:30	JR高蔵寺駅 12:20～13:30	春日井市役所 15:20～16:00
	④自衛隊西山駐屯地裏 9:00～9:30	COOP上八田店 11:40～12:50	
6月11日(日)	名鉄犬山線・江南駅 8:30～8:50	各務原市民プール横（引き継ぎ集会） 12:10～12:30	

たたかう仲間たち NO.20

団体生命保険金横取り事件で最高裁が判決

問題を何も解決しないなさけない不当判決

住軽金9争議支援・愛知連絡会　事務局長　土井　照雄

4月11日、団体生命保険金横取り事件の最高裁判決が下りました。判決内容は、読めば読むほどひどいもので、金融資本に屈した惨めな不当判決でした。

瑕疵、間違え、すり替えの判決

判決の最高裁判断部分は6ページでその3・5ページ分は、上田裁判官と藤田裁判長の補足意見です。2人の裁判官が「被保険者の同意を欠くものとし、無効であったというべきである」と意見を記述。多数決原理に従えば無効な判決です。

数少ない事実認定も間違いだらけ。事実認定部分では、「保険金は一人6000万円を超え、遺族に1000万円前後が企業の社内規定によって支払われていた」としていますが、死亡退職金を除けば遺族への支払は実質100万円程度です。

また、「住友軽金属の支払った保険料から受け取った保険金等を差し引いても、75～90％にすぎず収支は常に赤字であった」としていますが、そもそも保険は黒字になるようなものではありません。

最大判断理由部分が詭弁、すり替え

判断部分の最大の理由として、生命保険には損害保険のような規制はなく、企業の逸脱を免罪する不当利得はないとしています。

損害保険では「焼け太り」に対する規制があるが、生命保険には「死に太り」の規制がなく、住友軽金属が横取りできるとしているのです。最大判断理由部分が詭弁、すり替えではたまりません。

最高裁の判断部分に「死亡従業員の遺族に支払うべき死亡時給付金が社内規定に基づく給付額の範囲にとどまるのは当然のこと」と言う考えを是認していますが、支払規定がないのでなく、作らないことで保険金は社内にとどまり、企業のものとなります。大蔵省は、対応する支払規定の明示を何回も行政指導していますが、支払規定を設けなかった、住友軽金属の不作為は問われるべきではないでしょうか。

安全衛生 ひとくちメモ

調査審議だけでなく、具体的な対策を樹立

労働安全衛生法17条だけを読むと安全衛生委員会は、「調査審議機関」と誤解しかねません。同規則22条では、付議事項で、有害性の調査並びにその結果に関する対策の樹立、作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立、健康診断については医師の診断結果に基づく対策の樹立と、全ての対策について審議するところです。しかも、委員会には会社・当局の委員も出席し、その責任者が議長です。委員会で確認した対策は、当然、会社・当局が責任を持って実施しなければなりません。組合推薦委員は、対策の実施報告を求めていきます。

日本経団連は昨年6月、政府に「週1回の職場巡視義務をやめ、自主的に運用する」という規制緩和を要求。使わなければ、法律なども画に描いた餅どころか画すら消されかねません。

青年協ニュース AIAI NO.4

いろいろな職場の仲間と交流

福保労青年部が恒例の「肉の日」バーベキュー

福保労東海地本青年部では、4月29日『にくの日』に毎年恒例となっているバーベキュー会を東海市しあわせ村にて開催し、青年部の交流会をしました。

毎年暑いほどの天気でしたが、今年はくもりで風もあり涼しいくらいで、危ぶまれていた雨にも降られずよかったです！（みんなの普段のおこないがよかったからかな？）

参加者は15名ほどで例年より少なめでしたが、新入組合員の方も多数参加してくれ、お肉や野菜を食べながら楽しい雰囲気の中、交流することができました。

参加者からは「少人数ならではの良さで全員と会話することができてよかった」「職場に青年が少なく他の職場の青年と交流できるのはうれしい」「また青年部のとりくみに参加したい」など多くの感想をもらいました。

福保労青年部は、毎月第1月曜日に青年部委員会を行っています。楽しいとりくみだけでなく、悩みを相談し合ったりと青年が元気に明るく仕事に向かえるような活動をこれからもますますしていきたいと思っています。（青年部発）

労働局に最賃交渉に行ったよ！

4月27日に愛知労働局賃金課へ最低賃金の引き上げを求め交渉に行きました。

参加者12名のうち、青年協から自治労連1名、建交労1名の2名が参加。「この賃金ではどうやってもオーバーしてしまう。やりたいことができない」と最賃生活体験をもとに、それぞれ切実に訴えました。

愛労連青年協★青年大交流会

■とき　6月25日（日）14：00～
■ところ　労働会館東館2Fホール
■参加費　無料
ゲームあり交流ありの青年大懇親会です。

全国一般

俺たちは労働者だ
偽装委託契約の無効を求め組合結成

初めてのメーデーにジャンボプラカードを作って参加した全国一般シューワ石油支部の仲間たち

「♪雪やこんこ♪あられやこんこ…」と流しながら石油を販売しているタンクローリー。見たことがあるのではないでしょうか。愛知県内で灯油の巡回販売に従事している販売員10人が「（就労の）実態は労働基準法に基づく雇用労働者」であるとして、全労連・全国一般愛知地本シューワ石油支部を結成。灯油販売のシューワ石油名古屋に雇用関係の確認や未払い賃金の支払いを要求しています。

彼らは求人誌に掲載された同社の社員募集広告などを見て応募し、採用後に「販売委託契約書」を結ぶよう言われました。

出勤は午前7時。タイムカードで出退勤時刻を管理され、決められた巡回ルートを会社のタンクローリーで回る。午後9時まで巡回販売し平均的な帰社時刻は午後10時前後。売り上げが少なくて会社に戻ることが許されないこともあったといいます。

募集時のふれこみは、日給1万2000～1万8000円、月収40万～50万円でしたが、実際は週6日勤務で月収は20万円程度。遅刻や会社への連絡（1日4回）不履行で罰金（1000～1万円）、灯油をこぼしても罰金など、不明瞭な控除がありました。16時間働きながら日給3000円だった仲間もいたといいます。

当初、地元の労働基準監督署は「委託契約であり対処できない」との姿勢だったことから愛労連の労働相談センターに相談。2月末に組合を結成しました。

4月10日には親会社である秀和石油（大阪府堺市）との団体交渉が実現。組合は①労働基準法違反行為への謝罪②未払い賃金の支払い③罰金の返還などを求めました。会社側は実態を調査すると回答。労働局も調査を開始しました。

愛労連労働相談センターの黒島英和専任相談員は「こういう契約がまかり通ると労働者の権利はズタズタになってしまう。まがいものの契約を許さない世論をつくりたい」と述べています。

おじゃまします
NO.35　尾北労連

百瀬 範幸 さん
尾北地域労働組合総連合
（出身単産:愛高教）

「地域メーデーが間近ですが、民商さんには毎年ビラや看板をつくってもらったり、お世話になっているんです」そう話すのは百瀬範幸さん。尾北労連の議長として2年目になりました。

民間の仲間を増やすことが今後の課題

「他団体との共同でメーデーは成り立っています。ただ、昔にくらべて全体的にアピールが寂しくなりました。仕事が忙しく、プラカードをつくる余裕もなくなってきていますからね」。

悪政によって労働者の要求は増加していますが、参加者は平日に休みをとることが難しく、元気なメーデーをアピールできなくなっていることを心配しています。

多彩な平和運動を共闘でとりくんで

12月8日の開戦日には平和と映画の集い（不戦のつどい）と題して毎年映画鑑賞などを行っています。昨年は「雲流れるままに」を上映しました。

公務職場が支える地域労連

構成している団体が犬山市職労・岩倉市職労・愛高教…など公務職場が中心という尾北労連。

「やっぱり加盟団体を増やすこと、そして民間職場の声も聞ける場になるのが労連の将来的な課題です」。

高校ではソフトボール部顧問の百瀬先生。そのフットワークを生かし、地域を元気にかけ回る姿を期待します。（R）

さんぽ　妖しきまでに白い花シロヤシオ
No.20　鈴鹿連邦・鎌ヶ岳

鎌ヶ岳に咲くシロヤシオ

文・写真　市場丈規（あるきにすとの会代表）

名古屋方面から鈴鹿連峰を眺めると一番南端にひときわピラミダルに尖った山が見える。それが鎌ヶ岳だ。5月中旬、眩いばかりの新緑に誘われて、鎌ヶ岳を訪れると、中腹から山頂にかけて真っ白に輝く花が目に飛び込んでくる。近づけば、透けるように白い花を枝一杯に付けたシロヤシオ。木々の緑に映える眞白き花。その様は言葉では表現する術もない。足下にはピンクのイワカガミが彩りを添える。足に自信のない人でも湯ノ山スカイラインを利用すれば、御在所と鎌ヶ岳の中間点、武平峠まで車で行ける。そこからはやや急な登り（鎖場）もあるが、40分程度で頂上に立てる。

今後の主な日程

■愛労連第2回評議員会
5月28日（日）13:30～
労働会館東館2Fホール

■憲法と平和をまもる愛知の会集会
6月2日（金）　18:30～
栄小公園（名古屋市中区）

■第17回市民と言論シンポジウム
6月6日（火）　18:30～
名古屋NPOセンター

■なくせじん肺・アスベスト県民集会
6月18日（日）　13:30～
名古屋市公会堂

■愛労連第35回定期大会
7月23日（日）　10:00～
中村区役所講堂

クロス・漢字ワードパズル

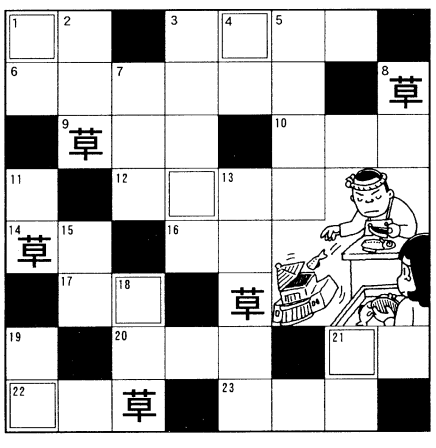

【解き方】「草」は「クサ」または「ソウ」と読んでください。二重ワクの６文字をうまくならべると言葉ができます。ヒントは中の絵。

■タテのカギ
1　夏至の日は一年中でいちばん長い
2　儀式に出る服装
3　陸上競技で百、二百、四百メートルの競争
4　人の住む建物
5　裁判で検察と対決したりする人
7　自分の考え
8　……ものにふたをする
11　貧富の……が拡大
13　食前はいただきます、食後は……
15　……シートは後部座席
18　水面に浮かんでいる草
19　お団子を貫いています
21　……は急げ！

■ヨコのカギ
1　魚の腹や胸などにある
3　大まかに分けること
6　ゴリラ・チンパンジー・オランウータンなど
9　『坊ちゃん』の作者は夏目……
10　山の頂上で……光を拝む
12　……で交渉に当たる
14　チェーン
16　あの人は……的な顔をしている
17　……は別れのはじめとか
20　いつもの……店でデート
21　無をあらわす数
22　事件などの本当の事情
23　……グラッセ

※ハガキに答え、住所、氏名、組合名、近況などを記入の上、6月5日までに愛労連（〒456-0006名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3F）まで応募下さい。正解者の中から、抽選で図書カードを進呈します。なお、お寄せいただいたハガキの中から近況・氏名・組合名を紙面で紹介させていただきます。

労働相談の窓

健保では大損、労災申請は労働者の権利

労働災害が相変わらず多発しています。事業主には、労働者が安全に仕事をすることができる環境の整備、安全配慮義務があります。ゆえに不幸にも事故が起こった場合は、事業者の責任で労働者に安心して治療に専念できる保障をする義務があります。この事業主の保障を代わっておこなうのが労災保険です。ですから労災保険料は事業主の全額負担となっています。

しかし事業主は労災事故を認めたがらない。労働相談でも「治療費は会社が負担するので、健康保険でやってくれ」と。健康保険を使うこと自体違法ですが、健康保険と労災保険では給付内容が違い、健康保険の傷病手当は、賃金の60%で1年半まで。治療費も3割負担です。しかし労災が認められれば、治療費負担はゼロ。休業給付は傷病が治るまで平均賃金の80%支給され、障害が残った場合も障害補償給付が出るなど手厚い補償になっています。

労災申請は、あくまでも本人が労働基準監督署に申請し、労働基準監督署が労災かどうかを判断します。仕事で病気や怪我をしたら、労働災害を申請するのは労働者の権利として当然です。